○秋田大学主導設置による共創研究所取扱規程

令和８年６月８日

規則第　342　号

（趣旨）

第１条　この規程は，秋田大学（以下「本学」という。）が設置する共創研究所（以下「研究所」という。）のうち，本学が主導して設置する研究所の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　研究所は，本学の研究活動により形成された研究成果を活用し，民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）と連携して，社会課題，産業課題及び地域課題の解決に資する共創活動を企画し，推進するための拠点として設置するものとする。

２　研究所は，本学と民間機関等の研究共同体として，研究テーマの探索及び形成，研究成果の社会実装，人材育成，地域産業の振興並びにスタートアップ創出等の活動による新たな教育研究知見の獲得を通じ，イノベーションの創出及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第３条　この規程において「部局」とは，秋田大学学則第３条，第５条，第６条，第６条の２及び第８条から第11条までに規定する組織及び手形地区に置かれている各課（学長及び理事を含む。）をいう。

２　この規程において「部局長」とは，前項に規定する部局の長をいう。

（設置の申請）

第４条　部局長は，補助金又は民間機関等からの外部資金による教育研究活動を実施するため，所属する教員から研究所の設置に係る申請があった場合は，共創活動の内容その他の研究所の運営に関し必要な事項について関係機関と協議するものとする。

２　前項において，研究所の設置について，補助金交付者又は外部資金の提供者である民間機関等の事前の承諾を要するときは，当該承諾を得なければならない。

３　部局長は，第１項の協議に基づき，本学の教育研究に支障を生じるおそれがなく，かつ，優れた共創活動が期待できると認められたときは，当該部局の教育研究カウンシル

及び運営カウンシル（カウンシルが置かれていない部局にあっては，これに代わる機関）の議を経て，学長にその設置を申請するものとする。

（設置の決定等）

第５条　学長は，教育研究評議会及び役員会の議を経て，当該研究所の設置を決定するものとする。

２　学長は，研究所の設置を決定したときは，その旨を当該部局長に通知するものとする。

（研究所の設置）

第６条　研究所は，前条第２項の通知を受けて，設置の申請を行った部局に置くものとする。

（民間機関等の参画）

第７条　設置部局の長は，研究所の活動上必要があると認められるときは，民間機関等を参画機関として承認することができる。

２　参画機関は，研究所の目的に沿って，共創活動，人材交流，技術協力，データ提供その他必要な活動に協力するものとする。

（設置期間等）

第８条　研究所の設置期間は，原則として２年以上５年以下とする。

２　研究所の設置期間は，更新できるものとする。更新の手続きは，設置の例による。

（名称）

第９条　研究所には，当該研究所における共創活動の内容を表す名称を付するものとする。

（構成員）

第10条　研究所は，その構成員として，設置部局の教員（特任教員を含む。）を少なくとも１名含むものとする。

２　研究所は，民間機関等を参画機関として承認した場合，その職員を研究所の構成員として含めることができる。

（運営総括責任者）

第11条　研究所に，研究所の運営を総括させるため，運営総括責任者を置く。

２　運営総括責任者は，前条に規定する研究所の設置部局の教員のうちから設置部局の長

が指名する者をもって充てる。

（活動場所）

第12条　研究所の構成員は，共創活動実施に必要な場合には，本学又は参画機関の施設において活動することができる。

（内容等の変更）

第13条　研究所の活動内容や実施体制その他研究所に関する事項を変更しようとする場合の手続は，設置の例による。ただし，軽微な変更にあっては，この限りではない。

（秘密の保持）

第14条　共創活動の実施にあたり，本学又は参画機関から技術上，営業上，その他秘密として管理される情報を取得し，又は知り得た者は，当該情報に係る秘密の保持に十分配慮をしなければならない。

（その他）

第15条　この規程に定めるもののほか，研究所に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，令和８年７月１日から施行する。